

令和7年3月17日

三重県知事 一見勝之 様

要望書

三重県鈴鹿市平野町1360-7
NPO 法人グリーン Net
武藤安子
電話 090-1786-0791

日頃より動物愛護の推進にご尽力下さり、誠にありがとうございます。
この度取得した公文書の情報(鈴保第385号、松保第302号の2)から、本県の動物愛護施策について次の通り改善を要望します。

1, TNR 事業

捕獲器貸出しは「給餌者」、「TNR 活動ボランティア」に限定すること

TNR 事業で使われる捕獲器は、捕えた動物を容易に遺棄・虐待できる危険な猟具である。しかるに、その捕獲器が猫を疎ましく思っている者やその自治会に渡れば、遺棄や虐待のおそれが高くなることは容易に予測できることである。【捕獲器の取り扱いは、給餌者や TNR 活動ボランティアに限定すること】これは、遺棄・虐待につながる危険度の高い特殊な性質から考慮すべき安全配慮と考える。

ところが三重県は、事業への参加に自治会の承諾を要件とし、職員の説明に理解を示した自治会に捕獲器の貸出しを行っている。この手続きについて当会は TNR 事業を悪用した遺棄・虐待の危険を指摘し、再三、改善を求めてきた。しかし三重県は、遺棄事件が明るみになっても自治会への貸出しを続け、事業を漫然と継続している。松阪保健所は実施地域の猫情報、鈴鹿保健所は、自治会の申込書にある誓約事項をもって犯罪を防げると主張しているが、それらが検挙に繋がるような証拠にはならず、抑止にもならないことは明らかである。昨年、遺棄などの駆除に関与したと思われる自治会は 2 件だが、これは氷山の一角だろう。

多くの猫がこの事業の犠牲となった。三重県は TNR 事業という看板を利用し、危険な状況を敢えて作り出してきた。言わば未必の故意による結果だろう。

TNR 事業は、本来最も重視しなければならない安全配慮を軽視し、自治会の役割を不当に大きくしたもので事業の過程に重大な瑕疵がある。捕獲器取扱いの問題だけでなく、手続きにおける自治会の役割など、抜本的な見直しが必要である。

2, TNR 事業

捕獲器の貸出しは手術の前日とすること

捕獲器を渡された者は保健所の指導にかかわらず、すぐに捕まえる傾向にある。これがリリースまでの間、身体を自由を奪う長期拘束の要因であり、猫の健康被害につながる。例えば、脱水症状、腎臓、肝臓、ストレスから発症する疾患など、様々な病気を引き起こす原因となる。

保健所は【都合が合わない】ことや【予定頭数確保】を理由に手術日(水又は木曜)の前週から貸し出ていることが多い。すると先に述べたような長期拘束に繋がるため、何度も改善を求めてきた。三重県は、【できるだけ直前に捕獲するよう説明を行う】ことや前日捕獲の妨げとなっている「あすまいる」への搬送については、【需要に応じて運用の見直し】(回答書令和5年3月31日付)などの対策があげられた。

しかしながら実際は、以前と変わらず4～5日前から、あるいは1週間以上前から捕獲器を貸出し、貸出し直後から捕獲が行われていたことも確認している。搬送についても変わらず前日に行われているため、捕獲期間短縮の妨げとなっている。

しかし、都合が合う地区での実施に切り替えたり、予定頭数を減らして実施回数を増やしたり、病院手術の回数を増やすなど、工夫は可能ではないだろうか。猫の生命・健康の保全という最も重視すべき事項を軽視し、できる改善を怠っていると思われる。長期拘束に繋がる貸出しの態様は、相当と認められる限度を超えており、動愛法の基本原則(2条1項)に反するおそれがある。県が一斉手術の際に保液を行っているのは、脱水症状を認識しての措置と考えられるが、生死にかかわる医療行為にあたり取るべき措置は、事後的対処ではなく未然に防ぐ仕組みである。

3, TNR 事業

告知・結果報告及び管轄保健所の連絡先等の周知を原則とすること

実施地域への告知・結果報告、管轄保健所の連絡先を明記すること(以下、周知という)の意義は、①問い合わせへの対応 ②事業の公正の確保と恣意的行動の抑制 ③TNR 事業の推進 ④飼い猫の誤捕獲防止などが考えられる。これらの意義は以下のような様々な効果、重要な役割を持つものである。

① 問い合わせについて

実施地域の内部で得られる情報は限定的であるが、保健所による対応が求められる場面は、事業の内容、目的、捕獲の手段、保健所が預かった猫の特徴、取扱い、手術に関する事、手術後の様子など多岐にわたる。ところが、管轄保健所の連絡先が周知チラシに明記されていない、そもそもチラシによる周知が行われない実施地域の住民は、【求める情報を得られない】事態に陥り、知る機会を逃すことになりかねない。住民が受ける不利益を考えれば、周知は行政側の配慮として必要不可欠である。

② 事業の公正の確保及び恣意的行動の抑制について

TNR は、猫を嫌悪する住民から猫の存在自体を否定されることが多く、遺棄や虐待の危険と隣り合わせの活動である。そのため、影響力の大きい公共事業であることを示し、地域住民の監督下に置かれれば恣意の入り込む余地が縮減し、事業の過程全体の公正に資する。

③ 事業の推進に資することについて

地域住民は、TNR を公共事業として認識することにより、社会的貢献として受け入れやすくなる。これは事業の円滑な遂行のみならず、共生社会という目的を自分事として捉えることができる効果にもつながる。

④ 飼い猫の誤捕獲について

猫は飼い猫か否かの判断が難しく、常に誤捕獲の危険が伴う。そのため、財産権侵害のおそれが高い TNR 事業を実施するにあたり、行政側には相応の安全配慮が求められる。

したがって、告知による飼い主への呼びかけは、所有権侵害の危険を回避する有効な手段の一つとなる。

このような性質を持つ周知は、公共事業としての必要な手続きと捉えることができる。ところが鈴鹿保健所では、次の事由を周知不要の判断要素としている。

【自治会が TNR 事業の周知を行っている】、【餌付け者がおり、手術対象の猫が明確に把握されている】、【従来からボランティアが関わっており、手術対象の猫が明確に把握されている】

しかし、自治会の周知は単なる【お知らせ】にとどまるものであり、保健所が行う周知とは上記の通り、目的・効果、役割に大きな違いがある。【手術対象の猫が明確に把握されている】との事由であるが、把握できるのはせいぜい個体の識別に過ぎず、飼い主のいない猫と立証できる実質的証拠もない。周知を不要とする鈴鹿保健所の要件には合理的理由を見出すことができない。

松阪保健所は、周知チラシに保健所の連絡先を明記していない。【保健所は捕獲時の状況を把握していない】ことを理由としていたが、捕獲状況のわかる者に繋いだら済むこと。一方、明記しないことによる弊害は上記の通り、知る権利への侵害をはじめ、公共事業の役割を十分に果たせないおそれもある。松阪保健所は、連絡先の明記による弊害を過大評価しているもので妥当性を欠く。

以上のことから、周知を不要とする各保健所の判断は容認できるものではない。周知のもつ役割・意義を踏まえれば、周知は原則行うべきと考える。

4, TNR 事業

支援得喪の経緯、苦情相談を記録・開示し、説明責任を果たすこと

三重県では、【経緯を含めた意思決定に係る過程】並びに【実績を合理的に跡付け、検証】ができるよう、【権利義務の得喪及びその経緯について】文書を作成しなければならない(三重県公文書等管理規定4条1項四号)と規定している。この規定を踏まえれば、TNR 事業において【支援を受けることとなった経緯】【支援を停止された経緯】は、権利義務の得喪にあたるため、文書作成の対象と解される事案である。

ところが保健所では、TNR事業に関する苦情や相談について文書を作成していないとし、開示請求をしても支援申込書などの形式的書面しか得られない。それ故、支援得喪の経緯のほか、県民から寄せられたであろう様々な意見や問題提起など、将来にわたり検証できない状況が創られている。他にも、【遺棄の通報】、【特定の地域への周知依頼】、【事業中止の要請】など、当会が把握している事案は何一つ検証できなかった。

文書不作為による説明責任の瑕疵は、知る権利への著しい侵害であり、知的財産の損失である。また、右の不透明な態様からは恣意的な運用も疑われる。【公正で民主的な県政の推進】を目的とする公文書管理条例1条に反する重大な瑕疵である。

5, 収容動物

咬傷歴のある犬をみだりに殺処分しないこと

咬傷歴のある犬の攻撃的行動は、医学的疾患によるもの、環境的因子によるものなど、様々な原因によって引き起こされる。攻撃的行動がみられた場合の行動診療では、動物病院での診療、去勢手術などの外科的療法、ドッグトレーナーとの行動修正など、状況に応じた治療が一般的である。

ところが三重県は、咬傷歴や攻撃的行動がみられる犬を収容した場合、行動診療を試すこともなく殺処分している。一般的に有効とされている対処療法が存在するなかで、殺処分が肯定される理由はない。

したがって三重県は、行動診療を積極的に取り入れ、咬傷歴や攻撃的行動がみられた場合でも、犬の個性に適した治療を行う必要がある。

6, 苦情対応

猫の糞尿等苦情者へ動愛法(基本原則)を指導、周知啓発すること

苦情対応は、まず問題点がどこにあるのか、法的視点から整理し、公共を見据えた適切な対応が求められる。猫の糞尿苦情は動愛法2条1項(以下、基本原則)に反するため、まずは苦情者への指導が必要である。例えば、①【排便排尿は各々が受け入れるもの】であり、【排便排尿は生き物の自然な行為と捉えること】。その上で、②【猫を増やさない対策について給餌者に協力を呼び掛ける】このようなプロセスが有効と思われる。

実際、保健所に寄せられる猫の糞尿苦情の大半が、【給餌行為が原因】、【給餌者の責任】であるかのような認識で相談されている。これに対し保健所は、苦情者に同調するような対応を展開。一方の苦情者には基本原則の①にかかる指導をしていない。行政による事実行為が私人に与える影響は、法行為に勝るとも劣らないものであり、結果として、給餌者や給餌行為に対する誤解、偏見を助長したり、給餌行為の委縮に繋がるおそれがある。これは動愛法1条【人と動物の共生する社会の実現】という目的にとどまらず、コミュニティの形成にもマイナスの要因となる。

以上のことから、苦情対応にあたる保健所は、基本原則にそった周知啓発、指導に努める必要がある。

以上の件につき、早急にご検討の上、要望にお応えいただけますよう、お願い申し上げます。